

「Go To トラベル」事業における不正受給について【談話】

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会
事務局長 石川 聡一郎

1. 制度を悪用した不正受給は、断じて許されない

大手旅行会社の子会社による「Go To トラベル」事業での不正受給が明らかになった。本事業は、新型コロナウイルス感染症により停滞した人流を再開させ、旅行をつうじ、地域をはじめ日本経済の振興を促す経済対策である。2年にわたるコロナ禍にあって、事業の存続も難しい観光関連産業にとっては、本事業再開にむけ期待をもっているなかで、旅行事業者自らが制度を悪用し、組織的に不正な受給申請、給付をうけていたことは、利用者をはじめ国民を裏切る許しがたい行為である。

2. 観光産業の信頼回復にむけて、コンプライアンスの徹底を

各事業者が、ルールにもとづき「Go To トラベル」事業を利用しているなかで、一部の事業者による不正行為は、産業全体の信頼を失墜させかねない。また観光需要の回復にむけ、これまで感染予防対策など様々な準備をおこなってきた、現場で働くものの矜持をも裏切る行為である。

観光産業は、地域の経済振興のみならず、コロナ禍で落ち込んだ社会風潮にたいして、旅行をつうじ、人々の心に潤いをもたらす産業である。

いま一度、我々の産業の意義を再認識し、産業全体としてコンプライアンスの徹底をほかり、利用者をはじめ国民からの信頼回復にむけ、各事業者は努めなければならない。

サービス連合は、健全な労使関係のもと、緊張感をもって協議をし、産業の健全な発展にむけ、引き続き取り組む。

以 上



サービス・ツーリズム産業労働組合連合会(サービス連合)

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町9-6 坂町Mビル2階

Tel:03-5919-3261 Fax:03-5919-3264 URL:<http://www.net-stu.com>